

物品調達等競争入札参加有資格者名簿登録業者の皆様へ

(茨城県物品調達等登録業者指名停止基準改正についての重要なお知らせ)

茨城県会計事務局会計管理課会計指導室

茨城県職員による不適正な経理処理の再発防止に係る協力をお願い

茨城県では、平成21年10月16日付けで「不適正経理に関する全庁調査報告書」を公表いたしました。

今後は、このような問題が再び起こることのないよう、全庁一丸となって再発防止策に取り組んでいるところです。

ついでには、この取り組みの一環として、今後、茨城県職員による不適正な経理処理に関与した事業者に対し、指名停止措置を課すこととし「茨城県物品調達等登録業者指名停止基準」を改正し、平成21年12月2日付けで施行しましたのでお知らせいたします。

登録業者の皆様におかれましても、趣旨を十分にご理解いただきますとともに、不適正な経理処理に関与されることのないよう、お願いいたします。

- 茨城県職員から不適正な経理処理の協力等を要請されたときには、速やかに次の窓口までご連絡ください。

【通報窓口】

茨城県総務部出資団体指導・行政監察室

〒310-8555 水戸市笠原町 978-6 (県庁舎行政棟 7階南側)

電 話 029-301-2229

F A X 029-301-2259

メール somubu2@pref.ibaraki.lg.jp

- 指名停止基準についてご不明な点がある場合には、次の窓口でご確認ください。

【担当窓口】

茨城県会計事務局会計管理課会計指導室 調度担当

〒310-8555 水戸市笠原町 978-6 (県庁舎行政棟 6階南側)

電 話 029-301-4875

F A X 029-301-4888

メール kaikanri5@pref.ibaraki.lg.jp

(参考事項)

茨城県物品調達等登録業者指名停止基準別表（抜粋）（新設部分）

区分	指名停止の対象となる行為	指名停止期間
8 不適正 経理への 関与	有資格業者である個人又は有資格業者の役員若しくはその使用人が、「預け金」、「一括払」、「差替え」その他これらに類する県の不適正な経理処理に関与したとき。	当該認定をしたときから 12 ヶ月以上 24 ヶ月以内

県の不適正な経理処理の態様（指名停止の対象となる行為）は、次のとおりです。

区分	内 容
預け金	業者に架空取引を指示するなどして、契約した物品が納入されていないのに納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成することなどにより需用費を支払い、当該支払金を業者に預け金として保有させて、後日、これを利用して契約した物品とは異なる物品を納入させるなどしていたもの
一括払	支出負担行為等の正規の経理処理を行わないまま、随時、業者に物品を納入させた上で、後日、納入された物品とは異なる物品の請求書等を提出させて、これらの物品が納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成することなどにより需用費を一括して支払うなどしていたもの
差替え	業者に虚偽の請求書等を提出させて、契約した物品が納入されていないのに納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成することなどにより需用費を支払い、実際には契約した物品とは異なる物品を差し替えて納入させていたもの

※会計検査院の平成19年度決算報告から抜粋

○ この他、納入期限を相当期間経過してから納品されるようなケースについても指名停止の対象となることがあります。

○ 「翌年度納入」及び「前年度納入」についても、内容により契約を解除されたり、指名停止措置の対象になることがあります。

区分	内 容
翌年度納入	物品が翌年度以降に納入されているのに、支出命令書等の書類に実際の納品日より前の日付を検収日として記載することなどにより、物品が現年度に納入されたこととして需用費を支払っていたもの
前年度納入	物品が前年度以前に納入されているのに、支出命令書等の書類に実際の納品日より後の日付を検収日として記載することなどにより、物品が現年度に納入されたこととして需用費を支払っていたもの

※会計検査院の平成19年度決算報告から抜粋

○ 茨城県物品調達等登録業者指名停止基準（平成21年12月2日改正）は、
<http://www.pref.ibaraki.jp/kaikei/kaini/pdf/kijyun2.pdf> からも閲覧できます。
（※別表第8号が、改正部分です。）